

新城市多頭飼育崩壊救済制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、多頭飼育崩壊が引き起こす地域の公衆衛生上の問題や住民トラブルを抑制し、良好な生活環境の促進を図るために実施される活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施する「多頭飼育崩壊救済制度」を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多頭飼育崩壊 多数の猫を飼育する者が、飼育や繁殖制限を適切に実施できなかったことを起因とする異常繁殖の末に、適正飼育が不可能となることをいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術をいう。
- (3) 救済制度 どうぶつ基金が実施する多頭飼育崩壊に関する救済制度を利用し、飼い猫に不妊去勢手術を実施することをいう。
- (4) 地域猫活動 周辺住民の理解を得た地域において、住民若しくはボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施した上で、その猫が命を全うするまで適切に管理する活動をいう。
- (5) チケット どうぶつ基金が発行する、不妊去勢手術を実施するための無料チケットのことをいう

(対象)

第3条 この救済制度の対象となる者は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 新城市内に在住し、新城市内で猫を多頭飼育している者
- (2) 多頭飼育崩壊若しくは多頭飼育崩壊となりうる状態の者
- (3) 救済制度利用後、猫を適切に管理及び飼育できる者

(対象外)

第4条 次の各号に掲げるものは、救済制度の対象外とする。

- (1) 飼い主のいない猫に対する救済制度の利用
- (2) 地域猫活動に係る救済制度の利用
- (3) 過去に救済制度を利用したものの、適切な飼育ができず再度の申請をする者

(申請)

第5条 救済制度の利用を希望する者は、次の各号に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 多頭飼育崩壊救済制度利用申請書(様式第1号)
- (2) 不妊去勢手術実施計画書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(救済制度利用審査)

第6条 前条の規定による申請があった場合は、市長は申請内容を審査し、救済制度を利用することが適当であると認めるときは、どうぶつ基金に救済制度利用を申請するものとする。

(審査結果の通知)

第7条 市長は前条の規定により申請した事項に関し、どうぶつ基金から市長に対して救済制度利用可能の通知があった際には、救済制度利用決定通知書(様式第3号)により通知し、チケットを交付する。

(活動報告)

第8条 救済制度を利用した者は、不妊去勢手術終了後、速やかにその不妊去勢手術活動報告書(様式第4号)を市長に提出すると共に、使用しなかったチケットは返却しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、救済制度利用に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 救済制度を利用した者が、救済制度利用時に第三者に与えた損害に関しては、救済制度利用決定を受けた者がその責任を負うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

様式1号

多頭飼育崩壊救済制度利用申請書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

協力者

住所

氏名又は団体名

代表者氏名

電話番号

新城市多頭飼育崩壊救済制度取扱要領第5条の規定により、救済制度を利用したいので、不妊去勢手術実施計画書を添付し、下記の条件に同意の上、申請します。

申請条件

- (1) 救済制度の利用にあたり、新城市多頭飼育崩壊救済制度取扱要領を遵守すること。
- (2) 救済制度利用時に発生した費用は、申請者及び協力者が全額負担すること。
- (3) 救済制度利用時に関連して生じた事故については、申請者及び協力者が責任をもって対応すること。

記

1. 猫の飼育場所

2. 飼育場所の住宅環境

戸建（持ち家） 戸建（借家） 賃貸 その他（ ）

間取り

3. 飼育環境（雌雄による部屋分け、出入りの制限など）

全頭室内飼育 内外出入り自由

4. 猫の飼育頭数（詳細は別添による）

オス猫 成猫 頭 子猫 頭 去勢済み 頭

メス猫 成猫 頭 子猫 頭 不妊済み 頭

5. 申請者の社会保障需給状況等

需給無し 生活保護 年金 その他（ ）

6. 多頭飼育崩壊に至った経緯

7. 飼育状況のわかる写真（別添）

様式第 2 号

不妊去勢手術実施計画書

令和 年 月 日

住所

氏名

電話番号

新城市多頭飼育崩壊救済制度を申請するにあたり、以下のとおり計画しましたので報告
します。

記

1. 不妊去勢手術を実施するにあたり、猫の捕獲・運搬をする者

捕獲

運搬

2. 不妊去勢手術を終えた猫の飼育・譲渡
-

3. 不妊去勢手術以外の医療費や保護費を負担する者
-

4. 多頭飼育崩壊救済制度利用にあたり、収支を記録する者
-

5. 多頭飼育崩壊救済制度利用に関する活動状況や写真などの公開について

全ての媒体において同意

新城市及びどうぶつ基金の HP での公開のみ同意

6. 飼育している全頭に不妊去勢手術を実施し、耳先カットすることについて

同意する

様式第3号

救済制度利用決定通知書

令和 年 月 日

申請者様

新 城 市 長

令和 年 月 日付で申請について、新城市多頭飼育崩壊救済制度の利用が認められましたので、以下の通り通知しチケットを交付します。

記

1. チケット交付枚数

枚

2. 注意事項

- (1) 不妊去勢手術活動の実施にあたっては、新城市多頭飼育崩壊救済制取扱要領を遵守すること。
- (2) 不妊去勢手術実施のため猫を動物病院に運搬する際は、事前に担当課に連絡すること。
- (2) 今回の活動で使用しないチケットは速やかに返却すること。
- (3) 活動が終了した後、速やかに不妊去勢手術活動報告書を提出すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は担当課に連絡すること。

様式第4号

不妊去勢手術活動報告書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

住所
氏名
電話番号

新城市多頭飼育崩壊救済制度を利用し、不妊去勢手術活動を実施しましたので以下のとおり報告します。

記

1. チケット交付枚数

枚

2. チケット利用枚数

枚

3. チケット返却枚数

枚

4. 活動後の飼育等について
別添を参照

5. 活動後の飼育状況のわかる写真
別添を参照